

ねんきん「コーナー」



国民年金保険料「5年の後納制度」について

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申込手続をすることで平成27年10月～平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分までさかのぼって保険料を納めること（後納）ができます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している方は対象外です。

後納制度利用のメリット

- ①納め忘れの期間を納めることで、年金受給資格を得られる可能性があります。
 - ②すでに年金受給資格を満たしている方でも、未納期間の後納保険料を納めることで将来受け取る年金額が増額します。
 - ③会社員や公務員の配偶者の扶養から外れたときに、国民年金への切り替えの届出がされていなかった方が手続をすれば、後納制度を利用でき、年金額が増額します。
- 希望される方は、申込書の送付依頼を年金事務所へお願いします。

（日本年金機構のホームページからも取得ができます。）

後日、申込書が送付されますので、必要事項を記入し、年金事務所へ提出して下さい。審査後、通知書および納付書が送付されますので、金融機関などで納めて下さい。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。控除の対象となる保険料は、平成29年1月から12月までに納付した保険料の全額です。また、ご家族の保険料を支払った場合にも控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書や領収証書」の添付が必要となります。

1月1日～9月30日の間に納付した方には11月上旬に、10月1日～12月31日の間に今年はじめて保険料を納めた方は翌年2月上旬に、日本年金機構から社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送ら

れます。申告書提出の際に、この証明書または領収証書を添付して下さい。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

土佐くろしお鉄道よりお知らせ

線路内は立入禁止。重大な事故につながります。

◆鉄道敷地内立ち入り禁止

踏切周りの線路内は鉄道営業法で立ち入りを禁止されています。踏切道以外の場所を通ったり、線路内の立ち入りは禁止です。

列車と接触するといった重大な事故につながり、列車が遅れ多くの人に迷惑をかけるなどの恐れがあります。

※中村線では最高時速110kmで運転しています。列車は1秒間に約30m進み、運転士が急ブレーキをかけてもすぐには止まれません。

◆妨害行為などの禁止

線路内への置石、ゴミ捨てなど、列車の運行に支障となることをしてはいけません。脱線といった重大な事故につながる恐れがあり、法律により罰せられる場合があります。これらの行為を目撃された場合は、最寄の駅または警察に知らせて下さい。（関連記事3ページ）

○お問い合わせ

土佐くろしお鉄道（株）鉄道部

☎ 34-4531

